

熊本県立図書館相互貸借要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県立図書館利用規則第15条に規定する相互貸借について、必要な事項を定めるものとする。

(対象図書館等)

第2条 対象となる図書館等の範囲は、次の各号に掲げる図書館等とする。

- (1) 熊本県図書館連絡協議会に加盟する県内の図書館等(以下「熊本県図書館連絡協議会加盟館」という。)
- (2) 九州地区県立及び政令指定都市立図書館(以下「九州地区県立図書館」という。)
- (3) 図書館法で設置された前二号以外の図書館及び大学図書館(以下「その他の図書館」という。)

(貸出資料の範囲)

第3条 貸出できる資料の範囲は、借受を申し込む図書館等(以下「借受館」という。)が未所蔵の資料とする。

2 禁帯出の資料にあっては、複本があるものについては、借受館内での利用に限り貸出することができる。ただし、複本がない場合でも参考資料のうち過年度の年鑑、統計資料(国勢調査、統計年鑑を除く)については貸し出すことができるものとする。

3 貸し出しできる雑誌は、バックナンバーになってから2ヶ月以上経過し、かつ発行後5年以内のものとし、借受館内での利用に限り貸出することができるものとする。

4 個人文庫及び熊本近代文学館資料は貸し出さない。

(貸出冊数)

第4条 貸出できる冊数は、次の各号に掲げる冊数とする。

- (1) 熊本県図書館連絡協議会加盟館にあっては、冊数の制限は設けない。
- (2) 九州地区県立図書館にあっては、借受館1館につき、未返却本を含めて10冊以内とする。ただし、熊本県立図書館が必要と認めた場合は、貸出冊数を増加することができる。
- (3) その他の図書館にあっては、借受館1館につき、未返却本を含めて10冊以内とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、借受館へ資料を発送した日から起算して、返却を受けて資料を受領した日までの間をいう。

2 貸出期間は、30日以内とする。ただし、熊本県立図書館が必要と認めた場合は、貸出期間を延長することができる。

3 熊本県立図書館が業務上必要と認めた場合は、貸出期間中にかかわらず、資料の返却を求められるものとする。

(相互貸借の手続き)

第6条 資料の貸出を希望する場合は、熊本県図書館連絡協議会加盟館にあっては、資料借受申込書(別記第1号様式)を、九州地区県立図書館にあっては、資料借受申込書(別記第2号様式)、その他の図書館にあっては貸出を希望する資料内容を記入した資料借受貸出申込書を熊本県立図書館に提出し、資料の借受を申し込むものとする。

2 熊本県立図書館は、資料借受申込書を受理したときは、速やかに貸出の諾否を決定するものとする。貸出を決定した場合は、熊本県図書館連絡協議会加盟館にあっては資料貸出通知書(別

記第1号様式)を、九州地区県立図書館及びその他の図書館にあつては資料貸出通知書(別記第3号様式)を添付のうえ、資料を借受館へ送付するものとする。貸出を認めない場合には、熊本県図書館連絡協議会加盟館にあつては、資料貸出通知書(別記第1号様式)の謝絶欄に理由等を記入し、九州各県図書館及びその他の図書館にあつては資料貸出通知書(別記第3号様式)に記入し、借受館に通知するものとする。

3 借受館は、資料を受領したときは、受領した旨を速やかに電話等で熊本県立図書館に通知するものとする。

4 借受館は、資料を返却するときは、熊本県図書館連絡協議会加盟館にあつては、資料返却通知書(別記第1号様式)を、九州地区県立図書館及びその他の図書館にあつては資料返却通知書(別記第4号様式)を添付のうえ、資料を熊本県立図書館に返却するものとする。

5 熊本県立図書館は、資料の返却を受けたときは、受領した旨を速やかに電話等で借受館に通知するものとする。

6 前各号の規定に拘わらず、国立国会図書館総合目録ネットワーク加盟館にあつては同システムによることができるものとする。

(資料の送付)

第7条 資料の貸出にあつては、安全で一番安価な方法によるものとし、「相互貸借(貸出)」と朱書きするものとする。返却に際しては「相互貸借(返却)」と朱書きするよう、借受館に対し通知するものとする。

2 熊本県立図書館が借受た資料の返却にあつては、貸出館が指定する方法により行うものとする。

(経費の負担)

第8条 相互貸借に要する経費の負担は、次の各号によるものとする。

(1) 熊本県図書館連絡協議会加盟館にあつては、貸出の時は熊本県立図書館が負担し、返却の時は借受館が負担するものとする。

(2) 九州地区県立図書館及びその他の図書館にあつては、借受館が借受及び返却に要する経費を負担するものとする。

(資料の利用)

第9条 資料の貸出にあつては、必要があれば利用上の条件を借受館に指示するものとする。

2 借受資料の利用にあつては、貸出館の指示に従うものとする。

(借受館の責任)

第10条 借受館は、借受資料を紛失し、又は汚破損したときは、借受資料紛失(汚破損)届(別記第5号様式)を速やかに熊本県立図書館に提出し、熊本県立図書館の定めるところによりその損害を弁償するものとする。

(協議)

第11条 この要項に定めのない事項については、熊本県立図書館と借受館との相互において協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要項は、平成21年6月1日から施行する。

この要項は、令和2年(2020年)3月13日から施行する。